

「南相馬市子ども・子育て応援条例」について パブリックコメント手続を実施する件の概要

1. 条例制定の背景と趣旨

震災以降、本市では、様々な支援により復興の歩みを進め、次の世代に、よりよいふるさとを引き継ぐための取り組みを進めてきました。しかし、若い世代の人口減少などにより、取り組みの成果を維持することが難しくなるおそれがあります。

このような中、夢や希望の実現に向かって努力する子どもたちの存在は、明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、未来を託す大切な存在です。

本市の長期推計によれば、今後、人口が大幅に減少することが見込まれ、地域社会、経済そして子どもや家庭への影響が生じることも考えられます。復興の歩みが一定の形となり、未来への取り組みに着手できる体制が整いつつある今、この時点で、将来の子どもたちのために有効な策を講じ、先人たちが築き、受け継がれてきた歴史や伝統文化、地域コミュニティ、復興の歩みといった、今ある、当たり前前のまちの風景を未来に継承していく必要があります。

そのためには、地域社会全体が、子どもをかけがえのない大切な存在であるとの思いを共有し、それぞれの立場で何ができるかを考え実践するなど、積極的に応援し支えていくことが必要となります。

また、地域の宝である子どもたちが、日々笑顔で過ごすことができる社会の実現は、子どもや保護者だけの幸せにとどまらず、ともにこの地をふるさとにする市民の喜びにもつながります。

この地域が今後も魅力ある姿で継承され、「子どもたちの笑顔がかがやくまち」を実現するためには、全ての市民がともに力を合わせ、地域社会全体で子どもや子育てを応援していく必要があることから、本条例を制定し、子ども・子育て応援に関する基本的理念、関係者の役割、基本的施策等を定めるものです。

2. 条例制定の方針

- ①子どもが南相馬市にとって「宝」であり「希望」であると明示することで、子どもたちに「大切な存在」であることを伝える。
- ②子ども・子育て支援に関する基本理念等を条例として定めることで、安定的、継続的な取組の根拠が明確になり、保護者等に安心感を与える。
- ③南相馬市の子ども・子育て支援に取り組む基本姿勢を示すことで、「子ども・子育て支援に積極的に取り組む南相馬市」を市内外に発信する。
- ④子どもや子育て環境を取り巻く「市・保護者・市民・学校等・事業者」の役割を明示・共有し、市全体で子ども・子育て支援を進める。

3. 条例（素案）の概要

- ・資料2 南相馬市子ども・子育て応援条例（素案）

- ・資料3 南相馬市子ども・子育て応援条例（素案）【条文解説】

4. 条例（素案）作成の体制

(1) 検討分科会の設置

子ども・子育て審議会の下に検討分科会を設置しました。

- ①組織 子ども・子育て審議会からの選任委員8名
外部アドバイザー3名（企業関係2名 高齢者代表1名）

②会議

回数	開催日	内容
第1回	11/4 (木)	(1) 「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の制定等について (2) 「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の前文について (3) 「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の条文構成について
第2回	12/3 (金)	(1) 「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」の前文及び条文について
第3回	12/14 (火)	(1) 「(仮称) 南相馬市子ども・子育て条例」(素案)について (2) 条例名(案)について

※詳細については、参考資料1のとおり

(2) 意見交換会の開催

市民意見を直接聞くため、意見交換会を開催した。

区分	開催日	相手先
高校生	11/15 (月)	原町高等学校
子育て世代	11/15 (月)	子育て世代のママ
	11/24 (水)	
企業	11/22 (月)	タニコー株式会社
	11/24 (水)	イオンスーパーセンター南相馬店
保育者	11/18 (木)	保育園・幼稚園教諭

(3) その他

- ①子どもたちが描く「未来の南相馬市の姿」についての聞き取り
- ②子育て世代への出産・子育て等への希望や実態把握調査
- ③南相馬市の子どもの生活実態アンケート調査
- ④これからの子育てに関するアンケート調査
- ⑤ホームページでの意見募集

※詳細については、参考資料2のとおり

(4) 庁内での検討

みらいづくり1.8プロジェクト庁内連絡会議での共有・内容確認

5. 今後のスケジュール

- ・参考資料3のとおり